

○希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定の取消しについて

(平成一一年五月二七日)

(医薬発第六八一号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一一年五月二七日付けで、薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第七七条の二の四の規定に基づく試験研究等の中止の届出が提出された下記の希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具について、薬事法第七七条の二の五の規定に基づき希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の指定を取り消したので、通知する。

記

(一) 希少疾病用医薬品

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(五薬A) 第一四号	塩酸ハロファン ントリン	マラリア	スミスクラ イン・ビー チャム製薬 株式会社
(五薬B) 第四〇号	レガビルマブ	次の場合の免疫低下時におけるサイ	帝人株式会 社 トメガロウイルス 感染症 悪性腫瘍、後天 性免疫不全症候 群、再生不良性 貧血、臓器移植、 新生児等

(二) 希少疾病用医療用具

指定番号	医療用具の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(七具A) 第四号 の除去	リンパ球分離 器具	同種骨髄移植時 におけるTリンパ球	旭メディカ ル株式会社